

委員長（山本順三君） ただいまから議院運営委員会を開会いたします。

まず、特別委員会に関する件を議題といたします。

天皇の退位等に関する皇室典範特例法案特別委員会の設置についてお諮りいたします。

本件につきましては、理事会において協議いたしました結果、お手元の資料のとおり特別委員会を設置することに意見が一致いたしました。

理事会申合せのとおり決定することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

委員長（山本順三君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

委員長（山本順三君） 次に、本日の本会議の議事に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。
事務総長（郷原悟君） 御説明申し上げます。

本日の議事は、最初に、特別委員会設置の件でございます。天皇の退位等に関する皇室典範特例法案特別委員会の設置について異議の有無をもつてお諮りいたします。設置することに決しますと議長は、議席に配付いたしました氏名表のとおり特別委員を指名されます。

次に、日程第一について、消費者問題に関する特別委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第二について、外交防衛委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第三について、国土交通委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第四について、財政金融委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第五について、環境委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第六について、経済産業委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第七について、厚生労働委員長が報告されます。次いで、牧山ひろえ君、倉林明子君各々十分の討論の後、採決いたします。

次に、日程第八及び第九を一括して議題として、法務委員長が報告されます。採決は両案を一括して行います。

次に、日程第一〇について、農林水産委員長が報告された後、採決いたします。

なお、本日の議案の採決は、いずれも押しボタン式投票をもって行います。

以上をもちまして本日の議事を終了いたします。その所要時間は約五十分の見込みでございます。

委員長（山本順三君） ただいまの事務総長説明のとおり本日の本会議の議事を進めることに御

異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

委員長（山本順三君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、予鈴は午前九時五十分、本鈴は午前十時でございます。

暫時休憩いたします。

午前九時四十三分休憩

午後零時十六分開会

委員長（山本順三君） ただいまから議院運営委員会を再開いたします。

自民党の委員の方に遅刻をした方がいらっしゃいますが、これは非常にゆゆしき問題でありますから、しっかりと反省していただきたいと思います。

本会議における議案の趣旨説明聴取及び質疑に関する件を議題といたします。

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案の趣旨説明を二十九日の本会議において聴取することについてお諮りいたします。

本件につき御意見のある方は御発言願います。
吉川沙織君 民進党の吉川沙織です。

私は、会派を代表いたしましたして、来る二十九日組織犯罪処罰法改正案の審議入りに賛成の立場が

ら意見表明を行います。

ただ、その前に一言申し上げたいと思います。

開会してすぐに山本議院運営委員長から御発言がございましたとおり、今日は九時三十分から議院運営委員会理事会、九時四十分から議院運営委員会が開かれ、十時から定刻どおり本会議が開会をされて、本会議自体は散会しております。

ただ、しかしながら、これはいつものことでございますが、議院運営委員会の理事会並びに議院運営委員会がそれぞれ休憩のままということは、いつ何ときまた招集があってもおかしくはないということでございます。

なお、今回はこのような件が諮られるという状況でございますので、いつ招集があってもおかしくはない、十二時十分で再開をしたいという発言は自民党の筆頭理事からございました。それをもつて私どもは待機、若しくは急なことでありましてので差し替えを出して、十二時十分までに野党の理事並びに委員は全員着席をしておりますところ、与党の、特に自民党の議員が何人が届かず、十二時十六分に、私の時計によりますと、再開をされる、こういうことになってしまいました。

もしこれが、与党と野党の立場が、例えば我が党派と自民党派が逆であれば、流れていても、私どもが席を立っていてもおかしくはない状況であると思っております。

ですので、数は確かに最大党派であり過半数を保持している自民党派でございますが、議会の運営上においても、緩み、たるみ、おこりが出ていると言っても差し支えはないのではないかと思えます。

もちろん、新人の議員の先生方にとってみれば訳の分からない急な招集だったかも分かりませんが、それぐらい今は緊迫した状況にあるということとを踏まえていただきたいと思います。

その上で意見を申し上げたいと思います。まず、私どもは、致し方なく審議入りに賛成をするという立場でございます。これから幾つかの理由を申し上げたいと思います。

最初に、衆議院の法務委員会で強行採決、採決が強行されて、その上で本会議に諮られて参議院に送付をされてきたということでございます。私ども参議院の宿命としては、衆議院から送られて受け取った時点から数えて六十日以内に結論を出さなければいけないという側面もございます。

また、国民のほとんどが理解をされていないようないわゆる共謀罪法案に関して、開かれた国会の場で総理出席の下、様々な懸案事項も含めて議論をしていくことで解決をしていかなければならない問題も多数あると思えます。

ですので、最初に申し上げたいことは、衆議院の法務委員会で参考人質疑を除けばたった三十時

間、三十時間をもって動議が出され、採決が強行され、その上で本会議で諮られました。私どもの衆議院の会派は、本会議に出席の上、堂々と反対討論をして、記名採決、記名投票を求め、反対票を投じてこちらに送られてきました。それを受けて、私どもも反対の立場でしっかり議論を挑んでいこうと思っております。

法案の内容にもたくさん問題があります。共謀罪法案は、犯罪集団の組織性と実行準備行為を新たに構成要件とはしています。ただ、ある組織が一変して犯罪集団になったり、犯罪の計画に基づいて準備を進めているかは、日常的な監視がなければ分かるということは難しい、そういう側面があります。実際にこの法律案が通つてしまつたならば、これを適用するとならば、警察、そういった機関が通信を傍受したり、捜査対象の組織にスパイ等を送り込んだりしなければ摘発することは不可能であると言わざるを得ません。

衆議院の審議の中でも、そもそもテロリズムの定義自体明文化もされていないし、このやり取りも繰り返されました。また、組織的犯罪集団に一変したという場合の要件も明確な答弁はありませんでした。例えば、衆議院の審議で、総理は、犯罪集団への一変をオウム真理教を引き合いに説明されていますが、宗教団体から犯罪集団に一変した根拠は全く質疑の中で示されていません。

これらの問題をしっかりとただし、廃案に追い込んでいく覚悟で、私もは、開かれた国会の場で審議に応じていこうと思っております。

そんな中、プライバシーの権利特別報告者から政府に対して意見表明がありました。プライバシーを過度に侵害し、国民の権利を、憲法で定められた内心の自由を侵害するものではないかという書簡が日本国政府に五月十八日に送られてきました。

それに対する政府の反論は、例えば五月二十二日午前の官房長官の会見によれば、これは独立した個人の資格で人権状況の調査、報告を行う立場であって、国連の立場を反映するものではない。つまり、国連の立場を反映するものではないと官房長官は会見の中でおっしゃっていますけれども、五月十八日にプライバシーの権利特別報告者に対する日本政府見解での反論においては、七項目のところ、我が国としては責特別報告者が国連の立場からこのような懸念を表明することは差し控えていただきたかった。個人の立場と一方では言い、日本政府としてジュネーブに送った書簡では国連の立場からこういうことを言われるのは遺憾である。ダブルスタンダードであります。

ですので、法案の内容そのもの、それから今、日本の政府が、日本国が、国際的にどついつ立場で見られているのか。衆議院法務委員会が動議が

出され、質疑が打ち切られたその日、五月十九日の衆議院法務委員会では、法務大臣の答弁で、立法事実は今までT O C条約とテロ対策とおっしゃっていましたが、最後の質疑で、立法事実からテロ対策が消えました。条約が唯一の立法事実であって、それは国連にも関するものです。その国連の特別報告者から懸念が示されている中、この法案はしっかりと審議した上で廃案にすべきです。

開かれた国会の場で総理の出席を得て、様々な不安を解消し、国民の世論を喚起した上で、反対の立場である、しかしながら、審議入りには致し方なく賛成という立場で私の意見表明とさせていただきます。